

証発 第2号  
平成19年11月30日

証券会社  
担保取扱責任者 殿

中部証券金融株式会社  
営業部 証券課

上場投資信託（ETF）の「振替制度対応」開始に伴う担保取引事務について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、(株)証券保管振替機構（以下「保振機構」といいます。）は、「社債等の振替に関する法律」に基づき、平成 20年 1月 4日より、上場投資信託（以下「ETF」といいます。）の振替制度の開始を予定しております。保振機構では、同制度について、平成21年1月（予定）の株券電子化制度開始までの間は、暫定的に現行の保管振替システムおよび業務処理方法等を最大限活用することを基本方針とする（以下この暫定的な期間における対応を「振替制度対応」といいます。）旨公表しております。

これを受けて、当社は、ETFに係る担保取引事務について、「振替制度対応」の間、下記のとおり取扱うことといたしますのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 担保取引にETFを使用する場合の区分口座

(1) 当社の区分口座

当社（09514）自己口（00口座）への差入れをお願いいたします。

(2) 貴社の区分口座

ETFを当社に振替える際の区分口座として、貴社自己口（00口座）以外を振替元口座とする場合は、平成 19年 12月 28日までに別添の「上場投資信託受払口座届出書（「振替制度対応」用）」を届け出願います。当社から貴社へ振替える振替先口座は、当該振替元口座となり、異なる口座への振替はできません。また、届け出の区分口座は、担保種類毎に一口座のみとさせていただきます。

なお、貴社自己口（00口座）を振替元口座とする場合は、届け出の必要はございません（届け出がない場合は、貴社自己口（00口座）を届け出たものとして処理させていただきます。）。

但し、顧客貸付担保については従来どおり、貴社からの依頼に基づいた区分口座での振替が可能です。

2. 担保移動申込について

現行どおり、他の株式等と同様にお申込みください。

3. 担保突合処理

上記1.(2)の届け出にかかわらず、当社は、ETFに係る担保突合処理を行う場合の「担保受入れデータ」については、貴社自己口(00口座)を設定させていただきますのでご了承願います。当社は、貴社自己口(00口座)以外を設定することができません。貴社自己口(00口座)以外を振替元とするETFの担保差入れ分については、基準日前日までにお引出しくださるようお願いいたします。

なお、現在すでに担保突合処理を行っている区分口座につきましては引き続き担保突合処理が可能です。

4. 株券電子化制度開始後の取扱い

振替株式等に準じて取扱う予定です。詳細は、平成19年9月3日付当社通知文(証発第1号)をご参照くださいますようお願い申し上げます(当社ホームページに掲載しております。)

以上

本件に関するお問い合わせ先  
営業部 証券課 福原・大崎  
電話 052-251-1318  
FAX 052-251-1316  
E-mail syoken2@chusyokin.co.jp

平成 年 月 日

## 上場投資信託受払口座届出書（「振替制度対応」用）

中部証券金融株式会社 御中

所在地

会社名

代表者または代理人

（お届出印）

印鑑照合	
------	--

当社は、貴社との担保取引において、平成 20年 1月 4日より(株)証券保管振替機構が運営する上場投資信託の「振替制度対応」に係る受払口座を下記のとおり指定いたします。

記

保振機構加入者コード（5桁： ）

取引種類	区分口座	(コード)
貸借取引 (担保金代用有価証券)	自己分	□ ( )
	顧客分	□ ( )
		□ ( )
		□ ( )
		□ ( )
		□ ( )

（注）取引予定がある受払口座についてご記入ください。

以上